

迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱

(総則)

第1条 特殊詐欺被害を未然に防止し、もって市民の財産を守るために行う、迷惑電話防止機能を備えた機器の購入費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定する電話機等を購入した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、居住している70歳以上の者（補助金の交付の申請を行う日の属する年度の3月31日までに70歳に達する者を含む。）であること。
- (2) 本人及び本人と同一の世帯に属する者が、過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する電話機又は機器（以下「電話機等」という。）の購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は5,000円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、電話機等を購入した日から起算して1年以内に市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものと

する。

(1) 第3条に規定する機能が確認できるもの

(2) 住民票の写し。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該者の住民票の記載事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、領収書の写しその他支払いを証する書類（補助事業者の氏名、品名、品番、購入日等が確認できるものに限る。）とする。

(使用状況等の調査)

第7条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者の電話機等の使用状況等について調査することができる。

(書類等の整備)

第8条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、6年とする。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域支援部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。